

意見書案第12号

令和8年6月30日提出

令和8年6月30日可決

提出者	市議会議員	角	田	修	一
	同		小曾根	英	明
	同		小	淵	一
	同		山	田	秀
					明

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、予想を上回る出生数の減少下における少子高齢化の急速な進行、人口減少に伴う地域の担い手や技術職等の専門人材の不足状況、ますます激化する都市間競争の中にあつて、地方自治法に基づく市民福祉向上のため、中長期的な視点で持続可能な行政運営を担っている。

これまで、令和8年度地方財政対策において、地方一般財源総額（水準超経費を除く交付団体ベース）について、前年度を3.7兆円上回る67.5兆円の確保や地方交付税総額について、前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保されたこと。また、臨時財政対策債は昨年度に引き続き新規発行額が計上されない上で臨時財政対策債償還基金（仮称）が創設されることや交付税特別会計借入金残高が2.9兆円縮減されるなど、地方財政の健全化が図られていることなどは評価すべきと考える。

一方で、引き続き、地方財政は義務的経費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大している。

今後も地方公共団体が少子高齢化対策や予防医療、DXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化及び老朽化するインフラ整備等の取組を着実に推進することができるよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって、国においては、令和9年度地方財政計画に、人件費増や物価高騰対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月30日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

総務大臣

財務大臣

前橋市議会議員 近 藤 登